

議案第25号関係資料

交通安全事業の取扱いについて

平成 15 年 11 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合 併 協 議 会

(様式1)

# 行政制度等の調整方針(案)総括表

## (25)交通安全事業

市民生活専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	交通安全対策会議		×		B	
2	交通安全対策協議会		×		B	
3	交通指導員				B	
4	交通指導員による交通安全教室の開催		×	×	B	
5	通学路・路面標示		×		B	
6	交通安全用具の支給・貸出				B	
7	駐輪場の維持管理			×	B	
8	禁止・規制区域の自転車整理		×	×	B	
9	違法駐車等防止業務		×	×	B	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

### (25) 交通安全事業

市民生活専門部会

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
1 交通安全対策会議	秋田市交通安全対策会議を開催し、交通安全計画の作成・実施の推進を行っている。	未実施	雄和町の交通安全計画を作成している。	1市2町でそれぞれ異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
2 交通安全対策協議会	交通安全運動期間中の街頭指導運動に併せ、チラシ配布等交通安全市民集会を開催し、功労者の表彰等を実施	未実施	のみ実施	1市2町でそれぞれ異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
3 交通指導員	【定員】100名 【現員】80名 【例規等】 秋田市交通安全指導員設置要綱 秋田市交通指導員補助金交付要綱 秋田市交通指導員活動要領 秋田市交通指導員隊則	【定員】12名 【現員】12名 【例規等】 河辺町交通指導員設置条例 河辺町交通指導員設置条例施行規則 河辺町交通指導員隊則	【定員】15名 【現員】15名 【例規等】 雄和町交通指導員設置条例 雄和町交通指導員設置条例施行規則	1市2町でそれぞれ定員・例規等が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。 なお、定員については、1市2町の現行定員の合計数以内とする。
4 交通指導員による交通安全教室の開催	交通指導員および女性交通指導員が、幼稚園等を訪問し、交通安全教室を実施している。 (平成14年度310回開催)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 ( 事 務 事 業 名 等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 通学路・路面標示	道路の路面に通学路(8ヶ所)・路面(4ヶ所)の標示を行っている。	未実施	道路の路面に通学路(1ヶ所)の標示を行っている。	河辺町のみ実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
6 交通安全用具の支給・貸出	交通安全旗等の支給や交通安全ビデオの貸出等を行い、町内会等における自発的な交通安全活動の支援を行っている。	交通安全旗を交通安全協会に支給し、自発的な交通安全活動の支援を行っている。	自治会等に道路反射鏡(カーブミラー)の支給を行っている。	1市2町でそれぞれ支給・貸出内容が異なる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
7 駐輪場の維持管理	JR駅周辺に自転車等駐車を設置・維持管理し(15ヶ所、6,180台収容)、自転車等の利用者の利便に供している。	和田駅・大張野駅にそれぞれ自転車等駐車を設置・維持管理し(2ヶ所、222台収容)、自転車等の利用者の利便に供している。	未実施	雄和町のみ実施していない。	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 禁止・規制区域の自転車整理	秋田駅周辺を放置禁止・規制区域として指定し、指導および違反自転車等の撤去等を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
9 違法駐車等防止業務	交通指導員が、違法駐車等に関する助言および啓発活動を行っている。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。